

戦没者等のご遺族の皆さまへ

第十二回特別弔慰金 が支給されます

請求期間 令和7年 4月1日から 令和10年 3月31日まで



支給対象者

令和7年4月1日(基準日)時点で、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

戦没者等の死亡当時のご遺族で、

- 1 令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 2 戦没者等の子
- 3 戦没者等の ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有している等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
- 4 上記1～3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。



支給内容

額面27万5千円、5年償還の記名国債

請求窓口

お住まいの市区町村の援護担当課

留意事項

- ・ 特別弔慰金は、ご遺族を代表するお一人が受け取るものです。ご遺族間の調整は、記名国債を受け取った方が責任を持って行うことになります。
- ・ 請求期間を過ぎると請求できなくなりますので、ご注意ください。

詳しくは、お住まいの都道府県・市区町村の援護担当課にお問い合わせください。



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare